

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人鍛冶四郎の上告理由第一について。

被上告人の主張事実と原審の認定した事実との間に、所論のような差違があることは原判文上認められるところであるが、この程度の僅少の差違があるからといって、事実の同一性を害するほどのものとは認められないから、未だ原審が当事者の主張しない事実を認定した違法があるとはなしがたく、論旨は採用するを得ない。

同第二について。所論は、ひつきょう、原審の裁量に委ねられた証拠の取捨判断および事実の認定を非難するに歸し、採用するを得ない。

よって、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	山	田	作	之 助
裁判官	草	鹿	浅	之 介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外